

アレルギー物質を含む食品の検査結果

「乳」および「卵」

平成19年1月から2月にかけて、健康福祉局食品専門監視班が市内のスーパー・小売店及び製造業者から収去したアレルギー対策用のコーナー等で販売されている食品と、区の福祉保健センターが収去した食品について、アレルギー物質として表示が義務づけられた「卵」および「乳」を検査しました。

「乳」の検査はアイスクリーム、シチュールウ、焼き菓子など16検体、「卵」の検査はドレッシング、焼き菓子など16検体について実施しました。検査方法は厚生労働省通知に準拠し、「乳」、「卵」ともにそれぞれ2種類のキットを用いてELISA法によるスクリーニング試験を行いました。そしてスクリーニング試験で陽性(8ppm以上)となったものは、ウエスタンブロット法を用いて確認試験を行いました(詳しくは2003年7月号のアレルギー物質を含む食品の検査(その1)を参照ください)。

表1 「乳」の検査結果

品名	検体数	陽性検体数
焼き菓子	6	0
シチュールウ・カレールウ	4	0
アイスクリーム・シャーベット	2	1
ラムネ・マシュマロ	2	0
グラタン	1	0
タピオカ粉末	1	0
合計	16	1

表2 「卵」の検査結果

品名	検体数	陽性検体数
焼き菓子	8	0
ドレッシング	2	0
粉末スープ・カレールウ	2	0
ラムネ菓子	1	0
ミートソース	1	0
グラタン	1	0
タピオカ粉末	1	0
合計	16	0

「乳」の検査結果は、アイスクリーム1検体が陽性でそれ以外はすべて陰性(10ppm未満)でした(表1)。食品専門監視班がアイスクリームの製造所を調査したところ、陽性となった検体は原材料として「乳」を使用してはいませんでした。しかし、この製造所では「乳」を使用した製品も製造しており、器具等の洗浄不足や製造順序の考慮が不十分であった可能性があることがわかりました。このため、アレルギー対策用として製造する場合のコンタミネーション防止対策の徹底を指導しました。

「卵」の検査結果は表2のとおりで、すべて陰性(10ppm未満)でした。

【 食品添加物担当 】